# 省エネ住宅に関するポイント制度の実施

#### ① 施策の目的

一定の省エネ性能を持つ住宅に対して支援を行うことで、省エネ住宅の建設や省エネリフォームの普及を図るとともに、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図る。

#### ② 施策の概要

一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、エコリフォームに対して、様々な商品等と 交換できるポイントを発行する。

③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ等

## ポイントの発行対象

### エコ住宅の新築 (賃貸住宅を除く)

下記の省エネ性能を満たす住宅の新築に対して一定のポイントを発行

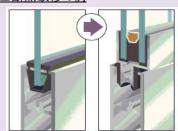
- ①トップランナー基準等を満たす住宅
- ② 断熱等性能等級4等を満たす木造住宅 等

## エコリフォーム

下記のリフォームについて、省エネ性能等の内容に応じたポイントを発行

- ① 窓の断熱改修
- ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ③ 一定規模以上のエコ住宅設備の改修を伴う リフォーム
- ④ ①~③と併せて行う以下の工事 バリアフリー改修、住宅設備の改修、 リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修等
- ※この他、中古住宅の取得と併せてリフォームを行う場合には、ポイントを加算

#### ■断熱改修の例



複層ガラスへの交換



天井の断熱改修

# ポイントの交換対象

- ○省エネ・環境配慮商品等
- 〇地域産品
- 〇商品券・プリペイドカード
- 〇エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に 実施する工事(即時交換) など